

国立大学法人長崎大学と西日本電信電話株式会社との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と西日本電信電話株式会社(以下「両者」という。)は、相互の包括的な連携を強化し、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、両者がICTの利活用など様々な連携を通じて、地域社会における課題の解決を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、互いの価値を認め、立場を尊重し合い、誠意を持って、積極的に次に掲げる事項について、連携・協力する。

- (1) 観光振興に関すること
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (3) 地域の魅力発信や地域活性化、地域住民へのサービスの向上に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域社会における課題の解決に関すること

2 前項に定める連携・協力事項の具体的な取組及び実施方法等については、両者協議の上、決定するものとする。

(連絡会議)

第3条 両者は、前条の連携・協力事項を円滑に推進するため、両者で構成する連絡会議を設置する。

2 連絡会議の構成、運営等に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

(確認事項)

第4条 両者は、この協定の締結が、各々が他の機関等と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定の変更)

第5条 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、両者が協議の上、本協定の変更を行うことができるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義への対応)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、両者が協議の上、解決を図るものとする。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成28年2月15日

国立大学法人 長崎大学
学 長

片 峰 茂



西日本電信電話株式会社
代表取締役社長

村 尾 和 俊

